

報道関係者各位

林野火災野火等多発警報の発令について（発令期間延長（4回目））

林野火災野火等多発警報につきましては、令和6年4月7日（日）に発令して以来、3度にわたり発令期間を延長し、5月4日（土）までを発令期間としていたところですが、4月28日（日）から5月3日（金）までの間に、さらに10件の林野火災野火等が発生したため、発令期間を、5月11日（土）まで延長します。発令期間の延長は4回目（平成27年の運用開始から令和5年までは、平成29年の2度の延長が最多）となります。

火災の発生状況を見ると、本年4月以降に発生した58件のうち33件は、枯れ草、剪定枝やごみ等を焼却中に周囲に延焼したもので、毎年、同様の火災が多く発生します。また、春は山菜採り等で山へ入る人が増えるなど、林野火災の危険性が高くなります。4月28日（日）には、高畠町で大規模な林野火災が発生しました。

火災は、自らだけでなく、周囲の方々の生命や財産に被害を与える可能性があるものです。

つきましては、県民の皆様に対して、やむを得ずたき火等をする場合は、事前に消防署に届出を行うこと、消火用の水が入ったバケツ等を準備しておくこと及び下記事項を重点的に呼びかけてくださるようお願いいたします。

記

1 野外における火災防止のために県民の皆様にお伝えしたいこと

- ①強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き等をしない
- ②枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない
- ③たき火等火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消火する
- ④火入れを行う際は、市町村の許可を必ず受け、十分な実施体制をとる
- ⑤たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てない
- ⑥火遊びはしない

2 令和6年の月別火災発生件数（件数は速報値）

	1月	2月	3月	4月	5月	計
建物	13	10	11	12	3	49
林野	0	0	0	19	2	21
野火等	0	3	6	37	0	46
車両等	2	3	1	1	1	8
計	15	16	18	69	6	124

（令和6年5月3日現在）

今年の林野火災野火等の件数（67件）は、昨年同期比（1/1～5/3）で、林野火災+13件、野火等が▲12件、計+1件（速報値）となります。

【問合せ先】消防救急課  
課長 安達  
電話：023-630-2226  
【報道監】防災くらし安心部  
次長（兼）危機管理広報監 小泉